

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省
関係省令の整理等に関する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）第1条による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第45条第2項において、特定自主検査を実施する者に、必要な資格を有する事業者（事業者が法人である場合には、その代表者や役員）が追加されたことに伴う規定の整理その他所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

（1）安衛則の改正

- ① 改正法により、特定自主検査は、厚生労働省令で定める資格を有する労働者等のみならず、厚生労働省令で定める資格を有する事業者（事業者が法人である場合には、その代表者や役員）が実施することも可能となったことから、特定自主検査に係る規定中「労働者」とあるのを「もの」と改める。
- ② その他、改正法による安衛法の改正に伴う規定の整理等を行う。

（2）登録省令の改正

- 改正法による安衛法の改正に伴う規定の整理等を行う。

3. 根拠条項

- 改正法による改正後の安衛法第45条第2項及び第45条第4項、第54条の4第1項並びに第77条第5項及び第7項

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年9月下旬（予定）
- 施行期日：令和8年1月1日